主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人市野沢角次の上告趣意は、結局、原審で主張しなかつた違憲、違法の点について、原判決が職権調査をしないでこれを看過したのは違憲、違法であるというに帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして、刑訴三九二条二項がいわゆる任意的職権調査の規定であること、共謀の点のごときは、被告人の自白だけで認定しても差支えないこと、並びに、刑法六〇条のごとき総則規定は、特にその適用を明示しなくともよいことは、当裁判所屡次の判例であるから、本件につき同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二九年一月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	=	郎